

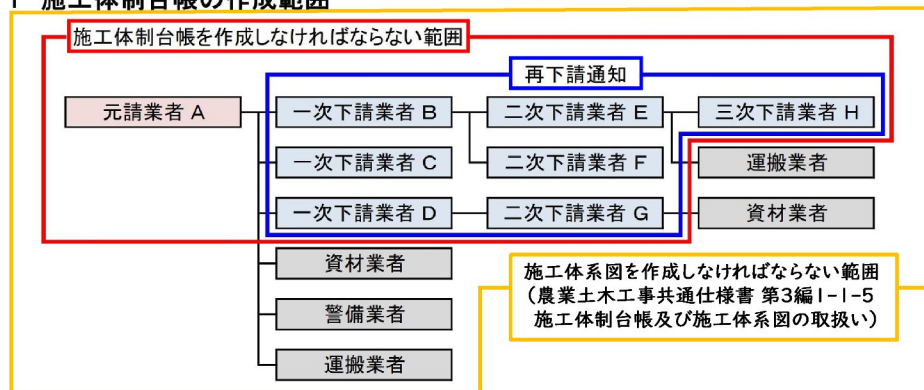
⑦ 施工体制台帳

作成対象は建設業のみ

- ※ 施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約(注)における全ての下請負人を指す。」
- ※ 建設業者以外の者で、建設工事の完成を請け負っていない資材運搬業者・警備業者等については、**施工体制台帳への記載は不要**、**施工体系図への記載は必要**。

(注) 建設工事の請負契約とは、報酬を得て建設工事(29業種)の完成を目的として締結する契約を指す。

1 施工体制台帳の作成範囲



⑧ 工事打合せ簿

工事打合せ簿(協議)は事実が確認できる資料のみ

- ※ 事実が確認できる資料なので、**根拠資料(基準書のコピー)等は提出不要**。必要に応じ照査範囲を超える資料作成を受注者に指示する場合は、発注者は必要な費用を負担しなければならない。



【農業土木工事共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等】

2 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員に**その事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない**。
 なお、**確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする**。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督職員から指示によるものとする。

⑨ 年末・年始等, 長期休暇時の書類

年末・年始及び夏季休暇など長期休暇時の書類提出は求めない。

※ ただし、道路等工事中で交通開放している場合などは, 工事現場との分離処置をしっかりと行ったうえで, 受発注者で協議し, 現場パトロールの要否を判断する。

【道路工事で交通開放する場合】

月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
工事																																
休暇等 計画 実績																																

← 夏季休暇 →

月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
工事																																
休暇等 計画 実績																																

月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
工事																																
休暇等 計画 実績																																

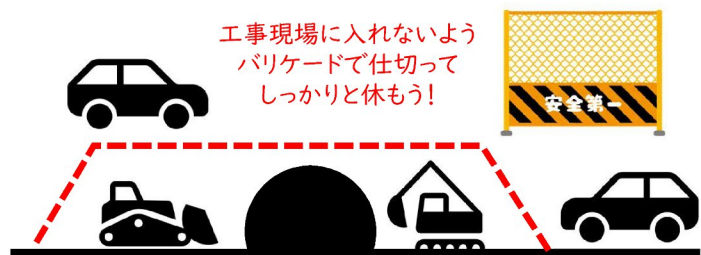
月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
工事																																
休暇等 計画 実績																																

← 正月休み →

受発注者協議



工事現場に入れないよう
バリケードで仕切って
しっかりと休もう!



⑩ 安全・訓練等の実施状況報告書

安全・訓練等の実施状況報告書は, 完成書類に含めての提出でよい。

※ 工事着手後, 作業員全員の参加により月当たり, 半日以上の時間を割当て, 定期的に安全に関する研修・訓練等を実施する場合, 毎月報告は不要。

(別紙報告書)

安全・訓練等の実施状況報告書

工事名	[]															担当者名	[]			
契約工期	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日	(自開)										
実施日	回数	所要時間	参加人数	実施内容																

(※) 実施状況等異なれば随時記入。

定期的な安全訓練の実施

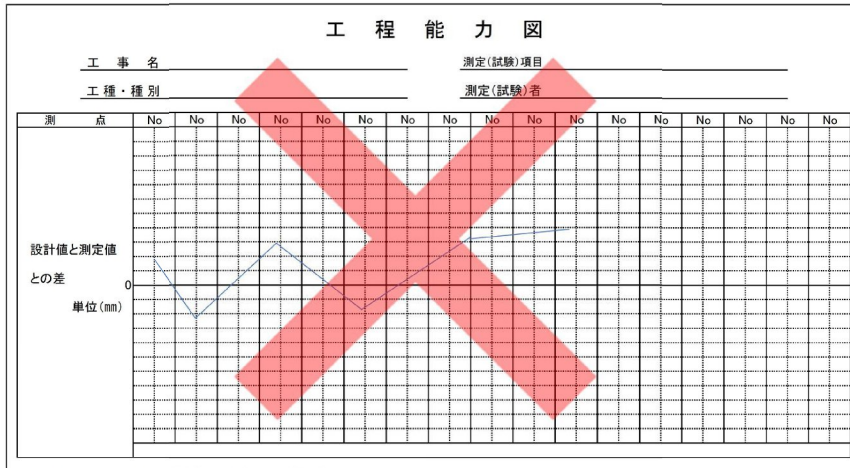


黒板

【参考】【農業土木工事共通仕様書 1-1-34 工事中の安全管理】 10.安全対策
安全・訓練等の実施状況は, 写真, ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。

出来形管理の測定点が20点未満の工種は、工程能力図は不要

(標準 5)



(注)実測値、平均値、規格値がわかるように明示すること。

⑫ 工事写真(1)

使用材料写真のJIS製品・協会製品は、規格とマークの写真のみでよい

※ JIS製品や県コンクリート製品協会の合格証紙貼付製品は、製品の形状寸法の写真は不要。

ただし農業土木工事施工管理基準の別表第3「品質管理」に基づく管理は必要。

5 プレキャストコンクリート製品及び部材関係

(1) プレキャストコンクリート製品関係

品名	規格	JIS A	JIS A	試験方法	標準ロット数
無筋コンクリート管及び継ぎ目 コンクリート管	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372		500本
薄心丸形コンクリート管 (チューブ管)	JIS A 5372	JIS A 5372	JIS A 5372	直管	φ 150~350 500本 φ 400~1,000 200本 φ 1,000~2,000 130本 φ 2,000~2,400 130本 φ 2,600~3,000 130本 両形管、T字管、Y字管
薄心丸形コンクリート板	JIS A 5372	JIS A 5372	JIS A 5372		200本
プレテンション方式薄心の 高性能プレストレストコンク リート板(またはC)	JIS A 5373	JIS A 5373	JIS A 5373	外板	300~400 1,000本 450~600 700本 700~1,200 500本
コンクリート矢板	JIS A 5372 JIS A 5373	JIS A 5372 JIS A 5373	JIS A 5372 JIS A 5373		1,000枚
張管コンクリートフレーム 及び鉄筋コンクリートベンチ フレーム	JIS A 5372	JIS A 5372	JIS A 5372		800個
鉄筋コンクリート組立主梁	JIS A 5372	JIS A 5372	JIS A 5372		1,000個
鉄筋コンクリートT形 (L字管)	JIS A 5372	JIS A 5372	JIS A 5372		1,000個
道路用鉄筋コンクリート製 成	JIS A 5372	JIS A 5372	JIS A 5372		1,000個
新築用コンクリート平板	JIS A 5371	JIS A 5371	JIS A 5371		2,000枚
コンクリート型枠ブロック (角形突起及び非突起部)	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372		1,000個
コンクリート1層及び鉄筋コ ンクリート1層	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372		1,000個
組合せ型枠ブロック	JIS A 5372	JIS A 5372	JIS A 5372		1,000個
コンクリート積みブロック	JIS A 5371	JIS A 5371	JIS A 5371		1,000個
壁用コンクリートブロック	JIS A 5406	JIS A 5406	JIS A 5406		1,000個

試験(測定)箇所	管理方式	処 理
(1) JIS製品 毎数の標準ロット数以下の場合は、製造業者の支配しているJISによる品質管理の1層検査数により確認するものとし、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその層数別に、工場における逐層試験に適合するものとする。 ただし、規格へ他人の配慮、外形、形状については全数を、寸法(又は公差)については10層、又はその層数別に、1個を抽出して再検査するものとする。 試験(測定)項目、方法等は確信により変更可能であるので、必要なJISは別添って充分調べておく必要がある。 (2) JIS準拠品 原産に準ずる。	(1) 測定した結果が20点以上の場合は管理図表による。 20点未満の場合は結果一覧表による。	(1) メーカーの検査書による場合は内容チェックをし、量値がなければ全検査とする。 (2) 不合格になった材料は、使用してはならない。

JISマーク表示品や協会合格証紙貼付製品は、形状寸法の写真撮影・提出は不要



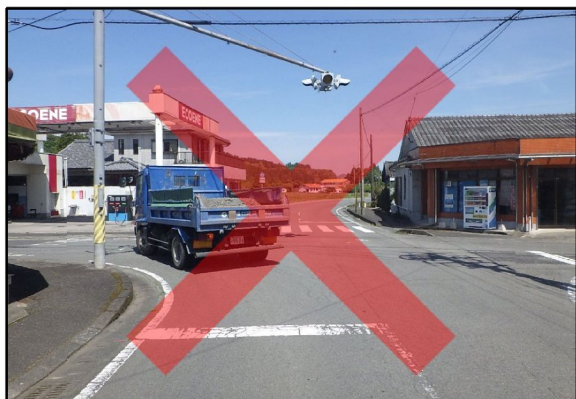
JISマークと規格がわかるように撮影



⑬ 工事写真(2)

産業廃棄物の運搬状況写真と運搬車両の両側面へのステッカー表示確認の写真は不要

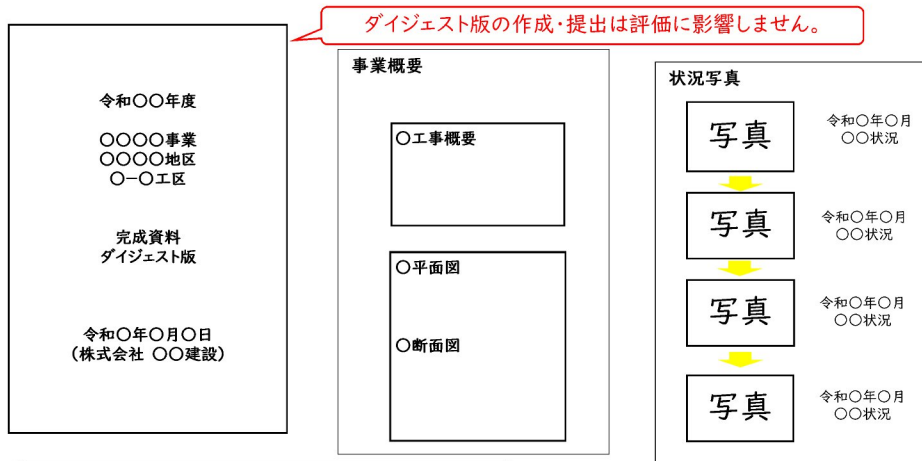
- ※ 公道上の撮影箇所がわかるような運搬状況(積込等の搬出状況, 処理施設への搬入状況含む)と運搬車両の両側面へのステッカー表示の写真撮影・提出は不要。
- ※ 運搬車両の両側へのステッカー表示の確認は現場臨場あるいは遠隔臨場で行う。



⑭ 工事完成書類

書類の見栄えが工事成績評定に影響することはありません。

- ※ 書類の見栄えは工事成績評定の評価対象ではありません。
- ※ 検査用のダイジェスト版なども, 工事成績評定には影響しません。



問い合わせ先
鹿児島県 農政部 工事監査
TEL : 099-286-3261~3264
E-mail : ag-kansa@pref.kagoshima.lg.jp